

生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

上記の議案を提出する。

令和元年(2 0 1 9 年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

生活保護法第78条に基づく徴収金等に係る訴訟の提起について

下記のとおり訴えを提起する。

記

1 訴訟当事者

原告 町田市森野二丁目2番22号

町田市

被告

2 訴訟の目的

生活保護法第78条、同法第63条及び地方自治法施行令第159条に基づき、被告に対し、2,124,419円の返還を求める。

3 事件概要

2009年5月25日から2013年8月31日までの間、生活保護費を受給していた被告は、生活保護費受給中の2010年11月から2012年9月までの間に発生した就労収入について、申告を行わず、生活保護費2,027,497円を不正に受給した。このうち131,633円の返還を受けたが、いまだに1,895,864円の返還がなされていない。

その後、2013年4月から同年6月までの生活保護費の算定に用いた遺族年金の収入認定額、児童養育加算の認定額に差異が生じたことによる過払いの返還金119,541円及び2013年8月から同年9月までの生活保護費の算定に用いた推定収入額を実際の収入額が上回ったことによる過払いの戻入金109,014円についても返還が必要となった。これらの合計2,124,419円について返還を求めてきたが、いまだに返還がないため、訴訟を提起するものである。